

## ○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三条第一項第十五号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する業務を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 武田 良太

電波法施行規則第三条第一項第十五号に規定する、金銭上の利益のためでなく、もっぱら個人的な無線技術の興味によって行う総務大臣が別に告示する業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に定める特定非営利活動に該当する活動その他の社会貢献活動のために行う業務
- 二 国又は地方公共団体その他の公共団体が実施する事業に係る活動（これらに協力するものを含む。）であつて、地域における活動又は当該活動を支援するために行うものであり、かつ、金銭上の利益を目的とする活動以外の活動のために行う業務

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。